

職員の懲戒処分を行いました

ハラスメント行為等を行った職員2名の懲戒処分を行いました。

1 処分日

令和7年(2025年)12月19日(金)

2 被処分者・処分内容等

| 所属部局等 | 処分内容 | 処 分 理 由 |
|--|---------------------------|---|
| <p>【1】 危機管理部 現地機関 課長補佐級 56歳 男性</p> | <p>減給 1/10 3月</p> | <p>令和7年3月及び4月において、同僚及び部下職員に対し、威圧的に暴言を発するパワーハラスメント行為を行った。 また、上司からの時間外勤務命令を聞き入れずに帰宅し、職務命令に従わなかったほか、県有財産に対する落書き及び私的利用、並びに公用パソコンの不適切使用を行った。 このほかに、管理監督職員1名を厳重注意とした。</p> |
| <p>【2】 建設部 本庁 係長 52歳 男性</p> | <p>減給 1/10 1月</p> | <p>令和6年度及び7年度において、特定の職員に対し、業務上の打合せとして、昼食にレストランを予約する等、2人だけの食事に繰り返し誘った。 また、容姿に関する発言や、手に触れる等のセクシュアルハラスメント行為を行った。 このほかに、管理監督職員1名を厳重注意、1名を口頭注意とした。</p> |

(問合せ先)

担当 総務部コンプライアンス・行政経営課
青木、古川
電話 026-235-7029(直通)
026-232-0111(代表) 内線 2554
FAX 026-235-7030
E-mail comp-gyosei@pref.nagano.lg.jp